同　意　書

　宇和島市中小企業者等応援事業補助金交付要綱第３条第２項第１号、第２号、第３号、第４号及び第５号の要件に該当しないことを誓約し、市が市税等の収納状況を閲覧することに同意します。

　令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 |  |
| 事業者名  ・代表者氏名 |  |

注意事項

・収納状況の閲覧により滞納が確認された場合は、当該補助金交付要件を満たしません。

・市税等とは、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料とします。

○宇和島市中小企業者等応援事業補助金交付要綱（抜粋）

平成２９年要綱第２５号

(補助対象者)

**第３条　補助金の交付対象となる者は、中小企業者等とする。**

**２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としないものとする。**

**（１）同一の事業に対して、国、県、市及びその他の地方公共団体等から**

**補助金等の交付を受けている者**

**（２）補助金交付申請時に市税等を滞納している者**

**（３）中小企業者又は組合等にあっては、市内で同一の事業を営み始めて１年に満たない者**

**（４）公序良俗に反する事業を行う者**

**（５）前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認めるもの**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市税 | 国民健康 保険料 | 後期高齢者 医療保険料 | 介護保険料 | 税務課 確認欄 |
| □滞納なし | □滞納なし | □滞納なし | □滞納なし |  |
| □賦課なし | □賦課なし | □賦課なし | □賦課なし |